



第七卷 第二號

大正十一年四月一日發行

(通卷第二十六號)

研 究

古代支那の鐵器に就いて (上)

文學博士 松本文三郎

一

古代支那に於て何時頃から鐵が使用せらるゝに至つたかは頗る興味ある問題であるが、之を解決することは必らずしも容易でない。近時支那の各地から出土する銅器や土器の類は枚擧するに遑あ

らざるのであるが、鐵器に至つては何れも比較的近代のもので、漢以前のは殆んど發見せられない。元來鐵は濕氣に遭へば直ちに酸化するものであるから、數百千年の間地中に埋没しては、何時しか其形を消するのは當然である。で現時出土の鐵器がないからといつて、古亦必らず鐵器がなかつた

とは斷言出來ない。又文獻の上には、古代人は多く漠然と金の字を用ゐ、之によつて同様に諸種の金屬を顯はして居た。で説文には「金、五色金也」とある、其註にも「凡有五色皆謂之金也、白金青金赤金黑金合黃金爲五色」といふ。即ち單に金と稱するものは、其果して何れの金屬であるか少しも明了でない。のみならず鐵は本と黒金の名であるが時としては黃鐵といふやうな不思議な語すらも用ゐて居る。尙書呂刑の「墨辟疑赦其罪百鍤」の下、鄭註には「鍤黃鐵也」とめり、又疏には「此言黃鐵者、古者金銀銅鐵惣號爲金、今別之以爲四名、此傳言黃鐵、舜典傳言黃金、皆是今之銅也、古人贖罪悉皆用銅、而傳或稱黃金、或言黃鐵、謂銅爲金爲鐵爾」ともいふ。斯く語の用法極めて曖昧であつて、

特に各種の金屬を區別して用ゐなければならぬ必要のある場合の外は、鐵も銅も將其他の金屬も總べて一様に金と稱するのが普通であるから、古

典に於て鐵の字の顯はるるゝ場合は極めて稀であるといつて宜い。斯かる理由によつて文獻上からも古代支那に於ける鐵器使用の起源を定むることは甚だしく不便を感ぜざるを得ない。

併しながら概して之をいへば秦漢以後鐵器の鑄造も次第に多くなり、社會に於ける鐵の需要の益増加し來つたことは秩臺の疑を容れない所である。是れは世人の既に熟知する事實であり。此に之を細論する要を認めぬが、唯論述の順序として極めて簡單に一言して置かう。

先づ漢代の初に於ては、屢々大兵を動かして北方匈奴の討伐を行つたが爲め、國費を要すること多く、府庫並びに虛く、賦稅既に竭き、戰士に奉ずるにも足らなかつた。(史記平準書、漢書食貨志)で或は爵を賣り、禁錮を贖ひ、贓罪を免せしめたが、固より以て其窮乏を救ふに足らず、是に於て武帝の元狩四年には鹽と共に鐵の專賣を計劃し、

諸郡の鐵を產出する處には鐵官なるものを置き、其事を督せしめ、鐵官凡そ四十郡といふ。(文獻通考證征權二)のみならず郡の鐵を出さざる處にも小鐵官を置き、故鐵を改鑄せしめた(平準書)。鹽鐵の專賣が當時の國家收入の最も重なる項目の一であつたことは桓寬の鹽鐵論(本義)に「內空府庫之藏、外乏執備之用、……故興鹽鐵、設酒權、置均輸」とあるに見ても明かである。其後昭帝の始元六年鹽鐵專賣廢止の議の起つた時でも、廢止論者の論據とする所は必らずしも是れが國家の財政を豊にするに足らないといふ理由からではなく、唯「與民爭利、散敦厚之撲、成貪鄙之化」(鹽鐵論本義)といふ道德論と「縣官作鐵器多苦惡」ことや、「其賣器多堅礮、善惡無所擇、吏數不在、器難得」ことや、將た「縣官鼓鑄鐵器、大抵多爲大器、務應員程、不給民用、民用鈍弊」(同上水旱)といふが如き民間の不平にあつた。兎に角鐵の專賣が國家

に於ける財源の最も主たる一であつたとすれば、當時鐵の盛に用ゐられ、其需要の多かつたことは容易に推測し得らるゝ。若し當時民間に需要する所尙ほ甚だ大でなかつたとすれば、特に之を擇んで專賣とする筈もない。鹽と相並んで鐵を專賣したのを見れば、恐らく其民間に於ける需要の彼と殆んど相匹敵するに足るものであつたに相違ない尙ほ此に一言注意して置きたいのは、漢の初に於て既に四十郡にも涉つて鐵の產出があつたといふのは、如何にも多いやうであるが、支那には鐵山が當時以前既に諸處に發見せられて居た。史記貨殖傳にも「銅鐵則千里往々山出、碁置」ともある、此には銅鐵と併記するから鐵のみに就いては明かならぬが、管子(地數篇)には一層明了精細に「地之東西二萬八千里、南北二萬六千里、……出銅之山四百六十七山、出鐵之山三千六百九山」ともいふ。而して又「上有丹沙者下有黃金、上有慈石

者、下有銅金、上有陵石者、下有鉛錫赤銅、上有
赭者下有鐵、此山之見榮者也」(同上)ともあり。

是れは果して事實であるか否を知らぬが、兎に角
鐵山の研究は漢以前既に各地方に亘つて行はれた
ものらしい。管子に三千六百九山と計算したのも
史記に千里往々山出すといふのも、必らずしも全
然根據ないことではなからう。又史記貨殖傳には
諸種の物品に就き一ヶ年賣買の額を擧げ、「通邑大
都酤一歲……銅器千鈞、素木鐵器若扈菑千石、
……貧賈三之、廉賈五之、此亦比千乘之家」と
もいふ。是れは勿論當時諸侯の收入にも比すべき
少數の大賈のことであるが、一石は百二十斤であ
るから、千石は十二萬斤である。年々鐵の十二萬
斤をも賣買したものゝあつたのを見て、愈以て
鐵器の盛に民間に用ゐられて居たことが判る。
漢朝に於ける如上の状態は秦時代にあつても大
差なかつたものと思はれる。秦時代には果して鹽

鐵の專賣をなしたか、或は單に其平準を行つたか
即ち之を安きに買つて高きに賣るに止まつたかは
多少の疑問の存する所であるが、何れにしても鹽
鐵を以て國庫財源の最も主要なるものとなしたこ
とは疑ない。で漢書食貨志にも「秦用商鞅之法、
改帝王之制、……田租口賦、鹽鐵之利、二十倍
於古」ともいひ、又其註に「如淳曰、秦賣鹽鐵貴
故、下民受其困也、師古曰、既收田租、又出口賦
而官更奪鹽鐵之利」ともある。漢代鹽鐵專賣の制
も亦恐らく秦代の法に仿つたものと思ふ。で秦代
にも鐵賣買の事を監する鐵官の設もあつた。史記
太史公の自序には、司馬遷の祖、司馬靳の孫、昌
は秦主に仕え「爲秦主鐵官」といふ。當時果して幾
人の、又如何なる地方に鐵官を配置したかは、史上
更らに明かならぬが、鐵山の所在は管子にも記す
が如く既に明かに世人の知る所となつて居たとす
れば、漢代のそれと大なる差違のなかつたものだ

らうと推察する。斯かる特殊の官を設け、專賣若くは平準を行ふたすれば、秦時代鐵器の製造並びに其需要の尠くなかつたことも容易に知られるのである。のみならず史記貨殖傳には漢以前に於ける鐵を以て家を起したものの、多々あつたことを述べ、或は「邯鄲郭縱以鐵冶成業、與王者埒富」といひ、或は「蜀卓氏之先、趙人也、用鐵冶富」といひ、或は「程鄭、山東遷虜也、亦冶鑄、富埒卓氏」といひ、其他「宛孔氏之先、梁人也、用鐵冶爲業、……家致富數千金」とも、又「魯人俗儉嗇而曹邴氏尤甚、以鐵冶起、富至巨萬」ともあり。

此等は何れも鐵の採掘をなしたもので、即ち今の所謂鑛山師であり、單に鐵器の賣買を業としたのみではなからうと思ふが、鐵の需要が社會に多くなければ、決して之によつて巨萬の富を積み、王侯にも匹敵することは出来ない筈である。又斯く多大の需要があつてこそ、國庫の財源として主要な

ものともなり得たのである。而して其鐵の冶鑄を以て家を起したものの、諸種の地方に涉つて存したことも、吾人の注意を要する所であつて、「千里往々山出棊置」すといふ言の決して虚ならざることをも證明するものといはなければならぬ。

秦以前に至つては鐵に關する史料極めて乏しいのであるが、余輩は此に戰國時代の參考資料として、管子を擧げたいと思ふ。勿論現行本管子は頗る雜駁なる書であつて、四庫全書總目(卷一百一)にも「管仲之書過半便是後之好事者所加」といひ又「管子非一人之筆、亦非一時之書」ともあり、管子以後の事實も存する所から見れば、悉くが管仲の筆に成れるにあらざるは疑ない、のみならず果して管子自身の著はす所のあつたか否も明かでない、又今の本は全然劉向校する所の本でもないらしい。が併しながら少くとも大體戰國時代前後の管子の學を奉するもの、其説を祖述敷衍したも

のと見て大なる過はなからうかと思ふ。所で管子の地數篇には前にも一言した如く鐵山の數、並びに之を鑑定する特徴を説き、同海王篇には彼有名なる鹽鐵の稅法を説ひて居る。即ち同篇には桓公が何を以て國を治めんと問へるに對し、「惟官山海爲可耳」といふ、海とは即ち海鹽に稅するをいひ、山とは鐵に稅するのである。而して鐵に稅する法は、鐵の如きものには十の一を、刀の類には十の六、耜鐵杯の農具類には十の七を租稅として附加するのである。管仲が果して此法を以て齊國に施したか否は容易に斷言し得ないが、兎に角彼は富國強兵の法を講じ、桓公をして遂に諸侯を糾合して、天下に覇を稱えしむるに至つたのであるから、何等か斯の如き經濟策を按出しなかつたとも限らぬ。假令ひ、又是れが管仲の齊國に實行した所でなかつたとしても、少くとも戰國時代の管仲の徒は之を以て富國の術、強兵の基と考へたこと、信

ずる若し果して然りとすれば鐵器が當時にあつても既に盛に日用の器具として製造せられて居たことは疑を容るべからざるのである。尙ほ之と併せ考ふべきことは、前から屢々、引用した史記貨殖傳に「倚頓用鹽鐵記」とあることである。而して註には孔叢子を引き、頓は魯の窮士であつたが、朱公の富めるを聞き、往て其術を問ひ、遂に富、王公に擬するに至つたとある。而して所謂朱公とは史記の前文に據れば、越王勾踐と時を同じくし、越王は彼の計によつて富國強兵の法を策し、遂に會稽の耻を雪ぐを得た范蠡計然其人であるといふ若し此傳説が誤らずとすれば越王勾踐の時代、即ち戰國以前(紀元前五百年代)既に鐵の需要の可なり存したことを認めざるを得ない。戰國時代鐵山の研究や、又之を以て國家財源の主要なるものとなしたのも必らずしも怪しむに足らぬ。

更らに溯つて古典を檢すれば書經の禹貢には、

梁州より貢する所として、「厥貢璆鐵銀鏤磬磬」とあり、此に鐵を以て其貢物の一としてある。のみならず鏤とは鄭註には「鏤剛鐵也」とあり、疏にも「鏤者可以刻鏤、故爲剛鐵也」といふ。説文鏤字の下にも同じく「剛鐵也、可以刻鏤」とあり、又其註には尙ほ明かに「鏤本剛鐵名、剛鐵可受鐫刻、故鐫刻亦曰鏤」と釋してある。後世では金石何れにも通じて鏤字を用ゐ、例云へば墨子(天志中)に「鏤之金石、琢之槃盂」といふが如くであるから、同書(七患)に「作刻鏤以爲身服」といひ、又は「飾車以文采、飾舟以刻鏤」といふが如きも、果して剛鐵の意義であるが、將た廣く金石を通じて之を用ゐたものは明かでないが、兎を角本來の意義が剛鐵であつたとすれば、鏤は墨子製作時代以前、既に世人の知る所であり、當時には最早や本來の意義から轉じて第二義に用ゐられて居たことを證するものといはなければならぬ。元來禹貢なるも

のは、假令ひ記録はなかつたとしても、果して夏時代からの何等か傳説の存したものが、或は後世之を推想して書いたものか頗る不明であるが、兎に角遅くも孔子以前には存在して居たものだらうと想像する。而して又此等の書は先づ以て現存する支那最古の文獻の一としても差支ないものではなからうかとも思ふ。若し果して然りとすれば鐵の支那人に知られたのは、遅く周の中葉(即ち西曆紀元前五六世紀)若くは其以前からであつたと推察せらるゝのである。のみならず既に之に刻鏤したのもあつたとすれば、何等かの裝飾若くは器具に用ゐて居たことも容易に想像することが出来る。

書經の前文と併せ考ふべきは、詩經秦風に載すの「駟鐵孔阜六轡在牛」の詩である。此鐵の字は後世馬に及び鐵に作りが、古は金に从んだといふ、何れにしても疏には「鐵者言其色黑如鐵」とあるか

ら、馬の毛色の黒きを鐵に比したるものたるは疑を容れぬ。而して既に鐵を以て馬の毛色に比するを以て見れば、當時鐵の世人に能く知られ居たことも明かである。尙ほ此詩は「美襄公也」とあつて、周の平王時代、秦の襄公が西戎犬戎等の周に侵入したに對し、周を救ひ、力戰功あつたので始めて諸侯に封せられた(史記秦本紀)其時の田獵の状態を咏じたものといふ。若し此詩の解釋が誤らずとすれば、襄公時代即ち紀元前八世紀、鐵は既に支那人の間に普通に知られ居たことが判る。而して民間普通に知られ居たとすれば、鐵は寶石類と其性質を異にするから、單に奇翫としてではなく、何等か器物に應用して居たと推測するのは必らずしも理由ないことではなからう。

以上論ずる所によつて之を觀ねば、鐵器は世人の一般に想像するよりも割合に早く支那人の鑄造する所であり、青銅器の尙ほ盛に造られた時にあ

つても、他方には之と相並んで鐵の用ゐられて居たことが判る。而して鐵の發見は支那に於ける最古の文獻にすらも既に顯はれて居るのであるから、支那に於ける鐵の使用は先づ歴史時代の初から創まつたといつても大なる不都合はなからうと思ふ。